

平成27年度京都市保健所運営方針 (案)

平成27年4月
京都市保健所

京都市保健所長あいさつ

今や、世界一の長寿国となった我が国ですが、いかにして介護を必要とせず、住み慣れた地域の中で自立した生活を続けていくことができるか。すなわち、「健康寿命の延伸」は、一人ひとりの市民が豊かな高齢期を送るうえでも、また、活力ある高齢社会を実現していくうえでも、極めて重要なキーワードとなっています。

このため、京都市保健所では、関係部署との連携を一層密にして、「歩くまち・京都」や「市民スポーツの振興」、「京の食文化」、「市民力・地域力」といった本市の強みを最大限生かし、地域に根差したあらゆる施策を徹底的に融合し、健康寿命の延伸に取り組んでいきます。

また、食中毒やインフルエンザ等だけでなく、「エボラ出血熱」や「デング熱」といった新たな感染症等の健康危機を引き起こす可能性のある事案にも、しっかりと対処していきます。

更には、全国初の都道府県と政令市の共同運営による「京都動物愛護センター」の開所を契機として、関係団体やボランティアスタッフとの連携の下で、「人と動物とが共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向け、センターを拠点とした動物愛護事業の一層の推進に取り組んでいきます。

その他、制度改正への対応等、引き続き、市民の「いのち」と「健康」を守る取組をしっかりと進めていきますので、御理解と御協力をお願いします。

京都市保健所長 谷口 隆司

重点方針

- 1 「京都市民の健康寿命を延伸し、平均寿命に近づける」ため、全庁的な推進体制の下、市民の自主的な健康づくりや介護予防のための環境整備など、「健康長寿のまち」の実現を目指します。
- 2 保健センター等との緊密な連携体制の下、食中毒や、エボラ出血熱及びデング熱への対応等、新たな感染症等の健康危機事案の発生に係る対応力を強化します。
- 3 「京都動物愛護センター」を拠点として、「京都動物愛護憲章」の普及啓発や、ペットの適正飼養を推進し、「人と動物とが共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現を目指します。
- 4 各分野において予定されている制度改正について、円滑な実施や、市民への的確な周知に努めます。

< I 重点方針に基づく主な取組 >

- 1 「京都市民の健康寿命を延伸し、平均寿命に近づける」ため、全庁的な推進体制の下、市民の自主的な健康づくりや介護予防のための環境整備など、「健康長寿のまち」の実現を目指します。

(1) 健康寿命の延伸に向けた全庁的な推進組織の設置

「京都市民の健康寿命を延伸し、平均寿命に近づける」（「京都市民健康づくりプラン（第2次）」全体目標）ため、「歩くまち・京都」や「市民スポーツの振興」、「京の食文化」、「市民力・地域力」といった本市の強みを最大限生かし、地域に根差したあらゆる施策を徹底的に融合して取り組みます。具体的には、全庁的な推進組織を設置し、市民の自主的な健康づくりや介護予防のための効果的な取組や普及啓発のあり方を検討します。

(2) 保健医療システムの整備

保健センター等で実施している乳幼児健診等の母子保健事業及び予防接種事業並びにがん検診事業について、現行は紙媒体による事業管理を行っていることから、新たに住民基本台帳システムと連動したシステムを導入し、受診歴等の個別管理を行います。

(3) ロコモティブシンドローム予防の普及啓発

様々なイベントや、多くの市民が参加する会場など、あらゆる機会を活用し、市民ボランティアと協力しながら、本市が独自に開発した運動プログラム「京ロコステップ+10（プラステン）」の紹介など、ロコモティブシンドローム予防の普及啓発を図ります。

(4) 集団健診会場における口腔保健対策の推進

新たに、歯周病等に係るセルフチェックシートを特定健康診査の集団健診受診者に配布することで、多くの方が自身の口腔内の状態を認識するとともに、必要な方には定期的な歯科健診の受診行動につなげられるよう、歯と口の健康は全身の健康に密接に関連するという点についての普及啓発に取り組みます。

(5) 「京（みやこ）・食育推進プラン」次期計画の策定

「京都市民健康づくりプラン（第2次）」の分野別行動指針の一つである「京（みやこ）・食育推進プラン」の次期計画を策定するにあたり、施策の方向性を検討するため、食育に関する市民意識調査を実施するとともに、「京都市民健康づくり推進会議」食育推進部会での意見交換及びパブリックコメントを通じて、平成28年度からの次期計画を策定します。

(6) 「第29回日本医学総会2015関西」の開催支援

平成27年4月に、京都市を中心として日本医学会が開催する「第29回日本医学総会2015関西」の開催支援を通じて、市民の医療に関する知識の普及や健康づくりについての啓発、京都の医療の推進に寄与することに取り組みます。

2 保健センター等との緊密な連携体制の下、食中毒や、エボラ出血熱及びデング熱への対応等、新たな感染症等の健康危機事案の発生に係る対応力を強化します。

(1) 「危害分析・重要管理点方式」(HACCP)による衛生管理方式の普及推進

食中毒の発生及び食品衛生法に違反する食品の製造等の防止につながるなど、食品の安全性の向上が期待できる衛生管理方式である「危害分析・重要管理点方式」(HACCP)に関する規定を追加した「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」の一部改正を踏まえ、改正内容を示したリーフレットを作成するとともに、食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の機会等を活用し、同方式による衛生管理の普及推進を図ります。

(2) 新たな感染症への対策の推進

保健センター等との連携の下、「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」や「京都市エボラ出血熱対策マニュアル」に基づき、関係機関等との情報共有や各種の研修事業等を通じて、平時からの対応力の強化を図ります。

また、万一の市内におけるデング熱患者の発生に備え、国が取りまとめる予定の指針を参照しつつ、本市における感染予防とまん延防止に向けた対応を検討します。

(3) 結核対策の推進

依然として全国罹患率を上回っている結核について、発生動向に係る調査、分析を行うとともに、「第2次京都市結核対策基本指針」に基づき、結核対策の推進に努めます。

(4) 「京都市食の安全安心推進計画」次期計画の策定

平成23年3月に策定した「食の安全安心推進計画」の次期計画を策定するに当たり、「食の安全安心推進審議会」において審議するとともに、パブリックコメントを実施のうえ、平成28年度からの次期計画を策定します。

3 「京都動物愛護センター」を拠点として、「京都動物愛護憲章」の普及啓発や、ペットの適正飼養を推進し、「人と動物とが共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現を目指します。

(1) 「京都動物愛護センター」(愛称：動物愛ランド・京都)を拠点とした動物愛護事業の推進

平成27年4月に誕生した、全国初となる都道府県・政令市の共同運営による「京都動物愛護センター」を拠点として、ボランティアスタッフや関係団体等との連携の下、積極的な犬猫等の譲渡事業の推進や、「犬のしつけ方教室」の開催による適正飼養のための普及啓発を行うとともに、「動物愛ランド・京都」オープニングイベントや、毎月1回程度開催する「ドッグランマンズリーイベント」等の開催を通じて、センターに多数の来場者を迎え、センターの事業をより多くの方に支えていただくための仕組みを構築します。

(2) 「京都動物愛護憲章」の普及推進

人と動物との共生社会の実現に向けて、平成26年12月12日(ワンニャンの日)に、府と市で制定した「京都動物愛護憲章」に掲げる理念や憲章に基づく取組の普及推進を図るため、動物の命を尊ぶ心をこどもたちに伝えるための副読本を製作します。

(3) 「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」に基づく取組の推進

「京都動物愛護憲章」に掲げる「人にも動物にも心地よいまち」の実現を目指し、「人が動物を通じて他人に迷惑をかけない」との考え方に立って、具体的な規制行為を示すとともに、違反に対する罰則等の実効性ある措置を定めた「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」が平成27年7月1日(一部10月1日)に施行されることから、パンフレットの配布等により動物の適正な取扱いに関する指導や意識の啓発に努めるとともに、清掃及び巡回活動等を実施します。

(4) 犬猫に対するマイクロチップ装着の普及推進

飼い主の所有者意識の向上などを目的として、「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」においても努力義務として明記したマイクロチップの装着について、市獣医師会との連携により普及推進を図ります。

4 各分野の制度改正や権限移譲された事務について、円滑な実施及び市民への的確な周知に努めます。

(1) 平成27年4月当初権限移譲事務の円滑な実施

平成27年4月に京都府から権限移譲された医療法に基づく病院の開設等許可業務や、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく高度管理医療機器販売業・賃貸業の許可等事務の円滑な施行に努めます。

(2) その他の制度改正

その他、難病の患者に対する医療等に関する法律による医療費助成の対象拡大や、改正健康増進法の施行に伴う対応、いわゆるマイナンバー法の施行等、引き続き保健所の業務等に関して多くの制度改正が予定されていることから、これらの制度改正に的確に対応するため、情報収集及び関係機関との協議を進めるとともに、円滑な執行体制の確保及び市民周知に努めます。

(国による主な制度改正)

① 平成27年度に改正される制度

<改正医療法の施行>

- ・病院の開設許可権限の移譲（京都府→京都市）

<改正医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行>

- ・高度管理医療機器販売業・賃貸業の許可権限の移譲（京都府→京都市）

<難病の患者に対する医療等に関する法律による医療費助成の対象疾病拡大>

- ・医療費助成の対象疾病拡大（第2次実施分の告示による指定難病の追加）

<がん登録等の推進に関する法律の施行>

- ・死亡者情報に関する審査及び京都府（国）への提出等

② 平成28年度中に改正予定の制度

<改正健康増進法の施行>

- ・食品の広告等の「健康の保持増進効果等」に係る虚偽・誇大広告の勧告・命令権限の移譲（国→京都市）

<特定不妊治療費助成事業実施要綱の改正>

- ・助成対象年齢、助成通算回数等の変更

※ 平成26・27年度は、新制度への移行に伴う経過措置あり

<改正毒物及び劇物取締法の施行>

- ・特定毒物研究者の許可権限の移譲（京都府→京都市）

③ 平成30年度中に改正予定の制度

<難病の患者に対する医療等に関する法律の施行>

- ・実施主体の権限移譲（京都府→京都市）

<Ⅱ 分野ごとの平成27年度主要施策等>

1 母子保健関係

(1) 保健医療システムの整備 [予算額 54,200 千円]【新規予算】

保健センター等で実施している乳幼児健診等の母子保健事業について、現行は紙媒体による事業管理を行っていることから、新たに住民基本台帳システムと連動したシステムを導入することにより、乳幼児の転出入情報をリアルタイムに把握し、迅速な健診等の案内や、児童虐待のおそれのある家庭の的確な把握及び支援の実施につなげる。

(2) 小児慢性特定疾病児童等対策の推進 [予算額 394,444 千円]【継続予算】

平成27年1月に施行された改正児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病医療費制度の対象疾病が拡充されたことから、引き続き本市ホームページや医療機関への通知等により新たに追加された対象疾病について積極的に周知していくとともに、小児慢性特定疾病児童等及びその保護者の支援ニーズの丁寧な聴き取りを通じて、自立支援対策の拡充に向けた検討を進める。

(3) 育児支援ヘルパー派遣事業の拡充 [予算額 23,399 千円]【充実予算】

子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭や、若年の妊婦等継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する育児支援ヘルパーの派遣回数を拡充(24回→52回)するとともに、新たに在宅で人工呼吸器等の医療機器を装着するなど重度の在宅療養児等がいる家庭をヘルパーの派遣対象に加え、安心して育児ができるよう支援する。

(4) 「京都市母子保健計画」の推進

「京都市子ども・子育て会議」での協議を経て、平成27年1月に策定した「京都市未来こどもはぐくみプラン」(計画期間：平成27年度～31年度)に基づく「京都市母子保健計画」に掲げる35施策を着実に推進し、とりわけ、少子化対策も見据え、学校保健と連携した思春期における次世代を育む意識づくりに取り組む。

(5) 妊産婦等福祉避難所の事前指定の拡充等

政令指定都市初の取組として、平成27年3月に市内の9施設と事前指定に係る協定締結を行った妊産婦等福祉避難所について、引き続き、事前指定施設数の拡充に取り組むとともに、訓練の実施や施設職員を対象とした運営支援を行う。



妊産婦等福祉避難所事前指定に係る協定締結式

(6) 「妊産婦・乳児のための災害時の備え」リーフレットの配布

妊産婦等福祉避難所の取組と合わせ、保健センターや市内産婦人科医療機関等において、「妊産婦・乳児のための災害時の備え」リーフレットを全ての妊婦に配布し、災害発生時の留意点及び平時からの備えについて普及啓発を図る。

★主要数値目標

指標	平成 27 年度目標	平成 25 年度実績
①妊婦健康診査受診券使用率	100%	86.3%
②新生児等訪問指導訪問件数	11,146 件	10,493 件
③乳幼児健診受診率	100%	96.4%
④親子の健康づくり講座参加者数	12,600 人	6,612 人
⑤親子すこやか発達教室参加者数	1,400 人	1,071 人

2 健康増進関係

(1) 健康寿命の延伸に向けた全庁的な推進組織の設置

「京都市民健康づくりプラン（第2次）」に掲げる「京都市民の健康寿命を延伸し、平均寿命に近づける」という全体目標の達成に向けて、「歩くまち・京都」や「市民スポーツの振興」、「京の食文化」、「市民力・地域力」といった本市の強みを最大限生かし、地域に根差したあらゆる施策を徹底的に融合するため、全庁的な推進組織を設置し、市民の自主的な健康づくりや介護予防のための効果的な取組や普及啓発のあり方を検討する。

(2) 保健医療システムの整備<再掲>

保健センター等で実施しているがん検診事業について、受診歴等の個別管理を行うことのできるシステムを導入することにより、精密検査が必要な方等への個別勧奨を実施し、受診率向上につなげる。

(3) ロコモティブシンドローム予防の普及啓発 [予算額 8,323 千円]【継続予算】

様々なイベントや、多くの市民が参加する会場など、あらゆる機会を活用し、市民ボランティアと協力しながら、本市が独自に開発した運動プログラム「京ロコステップ+10(プラステン)」の紹介など、ロコモティブシンドローム予防の普及啓発を図る。

(4) がん検診の推進（働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業）

[予算額 158,265 千円]【継続予算】

平成26年年度に実施した、がん検診ガイドの送付による受診勧奨及び無料クーポン券を配布する「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」について、平成27年度も引き続き実施する。

(5) 難病医療法に基づく医療費助成制度の拡充に係る周知等

平成27年7月に予定されている難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の拡充（第2次実施分の告示による指定難病の追加）について、実施主体である京都府と連携して制度周知に努めるほか、平成30年度に予定されている医療費助成の実施主体の権限移譲を見据え、情報収集や国への要望等を行う。

(6) 「第29回日本医学総会2015関西」の開催支援

【予算額 20,000 千円】【新規予算】

平成27年4月に、京都市を中心として日本医学会が開催する「第29回日本医学総会2015関西」の開催支援を通じて、市民の医療に関する知識の普及や健康づくりについての啓発、京都の医療の推進に寄与することに取り組む。



市民向け公開講座の開催

★主要数値目標

指標	平成27年度目標	平成25年度実績
①健康づくりサポーター新規登録者数	210人	108人
②喫煙防止教育年間受講者数	12,320人	8,209人
③青年期健康診査受診人数	2,000人	1,855人
④骨粗しょう症予防健康診査受診人数	1,400人	1,185人
⑤生活習慣病による死亡率(がん) <人口10万人対>	294人	284人

3 食育関係

(1) 食育指導員の養成 【予算額 2,002 千円】【継続予算】

地域における食育活動を実践する市民ボランティアとして、平成21年度から養成及び認定している食育指導員について、新「京(みやこ)・食育推進プラン」に掲げる目標値(300人認定)に向け、引き続き第7期生を募集、養成する。

(2) 京都府との連携による～きょうと健康おもてなし～「食の健康づくり応援店」登録制度の開始 【予算額 740 千円】【継続予算】

食を通じた市民及び府民の方々の健康づくりを推進するため、「野菜たっぷり」、「塩分ひかえめ」メニューの提供や「食物アレルギー表示」を実施する飲食店等を登録する「食の健康づくり応援店」事業を府市協調事業として平成27年4月から開始し、登録店を受け付けるとともに、登録店の情報をホームページ「京・食ねっと」に掲載して広く市民・府民にお知らせする。



応援店ステッカー

(3) 「京(みやこ)・食育推進プラン」次期計画の策定 【予算額 4,700 千円】【新規予算】

「京都市民健康づくりプラン(第2次)」の分野別行動指針の一つである「京(みやこ)・食育推進プラン」の次期計画を策定するにあたり、施策の方向性を検討するため、食育に関する市民意識調査を実施するとともに、「京都市民健康づくり推進会議」食育推進部会での意見交換及びパブリックコメントを通じて、平成28年度からの次期計画を策定する。

★主要数値目標

指標	平成 27 年度目標	平成 25 年度実績
①食育指導員養成人数（累計）	300 人	202 人
②食育セミナー受講人数	3,000 人	2,910 人
③離乳食講習会受講人数	3,000 人	2,391 人
④栄養相談指導人数	30,000 人	29,884 人

4 歯科口腔保健関係

（1）京都市口腔保健支援センター事業の推進【予算額 4,104 千円】【継続予算】

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、京都市保健所（保健医療課）内に新たに設置した「京都市口腔保健支援センター」の取組を推進し、高齢者施設や障害者施設の入所者等のセルフケアが困難な方を対象として口腔ケアに係る支援を行う「歯科保健医療サービス提供困難者普及啓発等推進事業」や、保育園、幼稚園におけるフッ化物洗口の取組の推進を図る。

（2）集団健診会場における口腔保健対策の推進

新たに、歯周病等に係るセルフチェックシートを特定健康診査の集団健診受診者に配布することで、多くの方が自身の口腔内の状態を認識するとともに、必要な方には定期的な歯科健診の受診行動につなげられるよう、歯と口の健康は全身の健康に密接に関連するということについての普及啓発に取り組む。

★主要数値目標

指標	平成 27 年度目標	平成 25 年度実績
①乳幼児歯科相談受診人数	840 人	561 人
②成人妊婦歯科相談受診人数	1,440 人	1,313 人
③歯肉に所見を有する者の割合（歯周疾患予防健診）	65%	73%

5 感染症予防関係

（1）京都市予防接種費用助成金交付制度の開始

平成 27 年 4 月から、本市が無料で実施している子どもの定期接種を対象として、里帰り出産等により他の市町村で予防接種を受けた場合の接種費用を助成する制度を開始する。

（2）結核対策の推進【予算額 141,534 千円】【継続予算】

依然として全国罹患率を上回っている結核について、発生動向に係る調査、分析を行うとともに、「第 2 次京都市結核対策基本指針」に基づき、結核対策の推進に努める。

(3) 円滑な予防接種事業の実施 【予算額 3,310,253 千円】【継続予算】

平成26年10月から新たに定期接種に追加された、「水痘」ワクチン接種及び「高齢者肺炎球菌」ワクチン接種について、引き続き市民への周知を十分に行い、関係医療機関等と連携して円滑な実施体制を構築する。

(4) 予防接種に係る国の動向把握等

平成24年5月に、厚生労働省感染症分科会予防接種部会の第二次提言においては、平成26年10月から定期接種となった「水痘」及び「高齢者肺炎球菌」ワクチンのほか、「おたふくかぜ」、「B型肝炎」ワクチンについても医学的、科学的観点から広く接種を促進することが望ましいとされている。

このうち、「B型肝炎」ワクチンについては、平成27年1月の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、平成28年度中を目途に定期接種とする方針が示されたところである。

その他のワクチンの定期接種化に係る動向について引き続き情報収集を行い、他の政令市とも連携しながら必要な国への要望を行うとともに、現在、積極的な接種勧奨が見合されている「子宮頸がん」ワクチンの動向についても注視し、積極的な接種勧奨が再開された場合には、市民に対する丁寧な情報提供を行う。

(5) 保健医療システムの整備<再掲>

現行は紙媒体により事業管理を行っている予防接種事業について、新たに住民基本台帳システムと連動したシステムを導入することにより、事務の効率化と受診歴等の個別管理による受診勧奨につなげる。

(6) ウイルス性肝炎検査の拡充 【予算額 6,627 千円】【継続予算】

平成26年度から京都工場保健会において、毎月第1、3土曜日に実施しているウイルス性肝炎の無料検査について、平成27年度も引き続き実施するとともに、積極的な市民周知に努めていく。



厚生労働省肝炎総合対策マスコット

★主要数値目標

指標	平成27年度目標	平成25年度実績
①H I V検査件数	4,000件	3,635件
②肝炎ウイルス検査件数	2,500件	2,466件
③性感染症検査件数	2,300件	2234件
④定期結核健診受診者数	38,000人	35,011人

6 健康危機対策関係

(1) 新たな感染症への対策の推進

保健センター等との連携の下、「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」や「京都市エボラ出血熱対策マニュアル」に基づき、関係機関等との情報共有や各種の研修事業等を通じて、平時からの対応力の強化を図る。

また、万一の市内におけるデング熱患者の発生に備え、国が取りまとめる予定の指針を参照しつつ、本市における感染予防とまん延防止に向けた対応を検討する。

7 食品衛生関係

(1) 「危害分析・重要管理点方式」(HACCP)による衛生管理方式の普及推進

食中毒の発生及び食品衛生法に違反する食品の製造等の防止につながるなど、食品の安全性の向上が期待できる衛生管理方式である「危害分析・重要管理点方式」(HACCP)に関する規定を追加した「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」の一部改正を踏まえ、改正内容を示したリーフレットを作成するとともに、食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の機会等を活用し、同方式による衛生管理の普及推進を図る。

(2) 「食品衛生監視指導計画」に基づく重点的な監視指導 [予算額 80,514 千円]

【継続予算】

食品衛生法の規定により、毎年度策定している「食品衛生監視指導計画」に基づき、平成27年度も平成26年度に引き続き、「和食」(京料理、おそうざい)及び「和菓子」を製造・提供する施設からの抜き取り検査を実施し、重点的な監視指導を行う。

また、食物アレルギーに対する検査の充実を図るとともに、食中毒事件の多くを占めるノロウイルス、カンピロバクターによる食中毒を未然に防止するため、団体旅館や社会福祉施設、飲食店等への重点的な監視指導を実施する。



京都市食の安全安心啓発
キャラクター おあがりス

(3) 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの更なる推進[予算額 1,966 千円]

【継続予算】

食品製造事業者の衛生的な取組を学ぶ「食品工場見学会」や、地域の小売店等で食品の表示を学ぶ「食品表示学習会」など、参加型リスクコミュニケーション事業を積極的に推進する。



食品工場見学会

(4) 「京都市食の安全安心推進計画」次期計画の策定 [予算額 1,500 千円]【新規予算】

平成23年3月に策定した「食の安全推進計画」の次期計画を策定するに当たり、「食の安全安心推進審議会」において審議するとともに、パブリックコメントを実施のうえ、平成28年度からの次期計画を策定する。

★主要数値目標

指標	平成27年度目標	平成25年度実績
①食品収去検査件数	2,154 件	2,189 件
②京・食の安全衛生管理認証制度認証施設数（新規）	100 件	21 件
③参加型リスクコミュニケーション参加者数	200 人	208 人

8 薬務関係

(1) 高度管理医療機器販売許可等の事務に関する権限移譲 [予算額 1,659 千円]

【継続予算】

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正により、平成27年4月からコンタクトレンズ等の高度管理医療機器の販売業・貸与業の許可等の権限が京都府から移管されるため、引き続き京都府と十分な連携を図りつつ、円滑な事務の執行に努める。

(2) 危険ドラッグ対策の推進 [予算額 2,088 千円]【継続予算】

平成26年11月の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正及び同年12月の京都府薬物の濫用の防止に関する条例の制定を踏まえ、本市においても関係機関との連携の下、薬事監視員の講師派遣や講習会の開催、街頭啓発の強化や販売店舗の排除など、危険ドラッグの一掃に向けた取組を推進する。

(3) 薬事監視の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正により、平成26年6月からインターネット販売を含む医薬品の販売規制が大きく変わったことから、法の遵守徹底を図るための監視指導を実施する。

★主要数値目標

指標	平成27年度目標	平成25年度実績
薬物乱用防止啓発イベント等における啓発者数	11,000 人	9,252 人

9 生活衛生関係

(1) ペット霊園対策の推進

「京都市ペット霊園対策検討審議会」から提出された答申を踏まえ、平成27年3月に制定した「京都市ペット霊園の設置等に関する条例」（平成27年7月施行）に基づき、関係部署と連携してペット霊園の設置等に関して必要な規制を実施し、ペット霊園の利用者の保護及びペットの葬祭に関する風俗慣習の尊重を図るとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

(2) 農家民宿に関する規制緩和

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設（農家民宿）について、延床面積に関する規定や玄関帳場に関する規定など、旅館業法に係る構造設備の基準の一部を緩和する。

10 動物愛護関係

(1) 「京都動物愛護センター」（愛称：動物愛ランド・京都）を拠点とした動物愛護事業の推進 [予算額 42,979 千円] 【充実予算】

全国初となる都道府県・政令市の共同運営による「京都動物愛護センター」を拠点として、ボランティアスタッフや関係団体等との連携の下、積極的な犬猫等の譲渡事業の推進や、「犬のしつけ方教室」の開催による適正飼養のための普及啓発を行うとともに、「動物愛ランド・京都」オープニングイベントや、毎月1回程度開催する「ドッグランマンスリーイベント」等の開催を通じて、センターに多数の来場者を迎え、センターの事業をより多くの方に支えていただくための仕組みを構築する。



京都動物愛護センター外観

(2) 「人と動物とが共生できる、うるおいのある豊かな社会」推進事業

[予算額 8,800 千円] 【新規予算】

京都動物愛護センターを拠点とした動物愛護事業の推進のほか、次の事業に取り組む。

ア 「京都動物愛護憲章」の普及推進

人と動物との共生社会の実現に向けて、平成26年12月12日（ワンニャンの日）に、府と市で制定した「京都動物愛護憲章」に掲げる理念や憲章に基づく取組の普及推進を図るため、動物の命を尊ぶ心をこどもたちに伝えるための副読本を製作する。



京都動物愛護センター
マスコットキャラクター

イ 「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」に基づく取組の推進

「京都動物愛護憲章」に掲げる「人にも動物にも心地よいまち」の実現を目指し、

「人が動物を通じて他人に迷惑をかけない」との考え方に立って、具体的な規制行為を示すとともに、違反に対する罰則等の実効性ある措置を定めた「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」が平成27年7月1日（一部10月1日）に施行されることから、チラシの配布等により動物の適正な取扱いに関する指導や意識の啓発に努めるとともに、清掃及び巡回活動等を実施する。

ウ 犬猫に対するマイクロチップ装着の普及推進

飼い主の所有者意識の向上などを目的として、「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」においても努力義務として明記したマイクロチップの装着について、市獣医師会との連携により普及推進を図る。

(3) 譲渡促進を図るための「京都方式」の推進

外部の専門家の監修の下、その高度なノウハウと広範なネットワークを活用した「京都方式」を推進し、従来は譲渡が難しいとされた犬についても、京都動物愛護センターにおいて、しつけや矯正を行い、一層の譲渡に取り組む。

(4) 子猫の一時預り在宅ボランティアの取組の推進

子猫を自宅で一時的に預かり、目の行き届いたきめこまやかな世話をを行う「子猫の一時預り在宅ボランティア」の活用により、保護収容した猫の一層の譲渡に取り組む。

(5) 犬猫の引取手数料の改定

犬猫の引き取りについては、改正動物愛護法の規定に基づき、終生飼養の徹底のため、原則拒否しているところであるが、さらに徹底した取組を進め、犬猫の安易な放棄を減少させる観点から、京都動物愛護センターの開所に合わせ、引き取り手数料を2千円から6千円に引き上げる改定を行う。

★主要数値目標

指標	平成27年度目標	平成25年度実績
ボランティアスタッフ新規登録者数	50名	38名
狂犬病注射接種率	75%	69.4%

11 医療監視等関係

(1) 医療監視等の実施

医療法等に基づき、医療監視員の立入検査による病院及び診療所に対する定期及び臨時の医療監視を実施し、法令の遵守及び安全安心の医療の提供を図る。

(2) 病院の開設許可等の事務に関する権限移譲

医療法の一部改正により、平成27年4月から病院の開設許可等の権限が京都府から移管されるため、引き続き京都府と十分な連携を図りつつ、円滑な事務の執行に努める。

＜Ⅲ 参考【保健所関連業務の平成27年度主要施策等】＞

京都市保健所としての取組ではないものの、ここでは、保健所業務と密接に関係する保健衛生推進室の主要な施策を掲げています。

平成26年度に引き続き、京都市衛生環境研究所と京都府保健環境研究所の共同化による整備等の取組を推進します。

（1）衛生環境研究所と京都府保健環境研究所の共同化による整備事業

【予算額 69,000 千円】【新規予算】

京都市衛生環境研究所と京都府保健環境研究所については、老朽化、狭あい化が共通の課題となっているため、府市間での合意に基づき、効率的な施設運営や健康危機に関する緊急時の対応力の強化に向け、現在の京都府保健環境研究所敷地（元京都府立医科大学伏見診療所跡地を含む）において、両研究所の共同化による整備を実施する。

平成27年度については、設計等を実施する。

（2）中央斎場火葬炉改修 【予算額 4,800 千円】【新規予算】

市内唯一の火葬場である中央斎場の火葬炉について、耐火材や燃焼機器等の大規模改修を行う。

平成27年度は改修に向けた設計を行う。